

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示書面)

2021 年 10 月 1 日
株式会社 YU-WA Creation Holdings
京都きもの友禅株式会社

2021 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都中央区日本橋大伝馬町 14 番 1 号
株式会社 YU-WA Creation Holdings
代表取締役 服部 雅親

東京都中央区日本橋大伝馬町 14 番 1 号
京都きもの友禅株式会社
代表取締役 橋本 和之

株式会社 YU-WA Creation Holdings (2021 年 10 月 1 日付で「京都きもの友禅株式会社」から商号変更いたしました。以下「YU-WA Creation Holdings」または「吸収分割会社」といいます。) は、2021 年 5 月 10 日付で、京都きもの友禅株式会社 (2021 年 10 月 1 日付で「株式会社京都きもの友禅分割準備会社」から商号変更いたしました。以下「京都きもの友禅」または「吸収分割承継会社」といいます。) との間で締結した吸収分割契約 (以下「本件吸収分割契約」といいます。) に基づき、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、YU-WA Creation Holdings を吸収分割会社、京都きもの友禅を吸収分割承継会社とする吸収分割 (以下「本件吸収分割」といいます。) を行いました。本件吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事項は下記のとおりとなります。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日 (会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2021 年 10 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 株主の差止請求にかかる手続の経過

本件吸収分割において、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、吸収分割会社に対して本件吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 9 月 1 日付で、吸収分割会社の株主に対し、本件吸収分割を行う旨ならびに吸収分割承継会社の商号及び住所を電子公告により公告い

たしましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき、株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

吸収分割会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第 787 条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議の手続の経過

本件吸収分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求にかかる手続の経過

本件吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本件吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

吸収分割承継会社の株主は YU-WA Creation Holdings 1 社のため、会社法第 797 条の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議の手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 8 月 13 日付の官報により、債権者に対して本件吸収分割についての異議申述の公告を行いました。が、本件吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知っている債権者は存在しないため、吸収分割承継会社は、知っている債権者に対する各別の催告を行っておりません。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2021 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本件吸収分割契約の定めに従い、和装関連事業及び金融サービス事業にかかる資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件吸収分割に関する YU-WA Creation Holdings 及び京都きもの友禅の変更登記申請は、いずれも 2021 年 10 月 1 日に行う予定となっております。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上